

# 東かがわ市事業強靱化補助金

## 補助金交付目的

市内事業者の経営の革新及び経営基盤の強化を図り、事業活動を継続し、成長又は発展を支援するため、自社製品等の販路開拓・販売促進、また、異業種への事業転換や業態転換、新分野・新事業に取り組む事業者を応援するため補助金を交付する。

(1)展示会等出展経費 (2)販路開拓活動経費 (3)販売促進活動経費 (4)新分野・新事業展開経費

※令和4年度と対象経費が異なります(旅費・広告宣伝費は対象外:詳細は裏面 Q2 をご参照ください)

## 補助金額

上限 **50万円**

## 補助率

**2/3**

## 補助対象者

東かがわ市に本社・本店のある中小企業・小規模事業者等  
市内観光施設・宿泊施設で営業する中小企業・小規模事業者等

## 補助対象の 事業期間

令和5年4月1日～令和6年1月31日

## 申請受付期間 (2期で受付) 申請方法

令和5年 4月3日～令和5年 6月30日(第1次募集)

令和5年10月2日～令和5年12月28日(第2次募集)

交付申請書・添付書類を下記提出先へ郵送若しくは持参してください。  
《提出先》  
〒769-2792 東かがわ市湊 1847 番地 1  
東かがわ市総務部地域創生課 事業強靱化補助金担当 宛て

※申請額が1次、2次の事業予算額に達した場合、申請受付期間中でも受付は終了します。

(申請書類の修正も含め、すべて揃わない場合、受付できません。)

補助金の交付決定は、申請書類がすべて揃い、受付した申請者から先着順に決定します。

## 申請書

ホームページからダウンロードしてください。

市役所地域創生課、  
引田窓口、大内窓口  
にも置いてあります。

申請書



## お問い合わせ先

東かがわ市役所総務部地域創生課  
しごと・にぎわいづくりグループ  
TEL 0879-26-1276

# Q & A 東かがわ市事業強靱化補助金

次のほか、市ホームページに東かがわ市事業強靱化補助金「よくある質問」として公開しています。

## Q 1 この補助金はどのような経費に使えますか？

- (1) 展示会等出展経費 **【具体例】** 参加費、展示装飾費、備品借上費、出展保険料、輸送費、会場人件費
- (2) 販路開拓活動経費 **【具体例】** 市場調査費、コンサルティング費、SDGs推進費
- (3) 販売促進活動経費 **【具体例】** 市場調査費、コンサルティング費、知的財産取得費、SDGs推進費
- (4) 新分野・新事業展開経費 **【具体例】** 市場調査費、設備導入費（※市内の事業所で投資されるものに限る）

※上記(1)～(4)のすべてを実施する必要はありません。

## Q 2 補助対象とならない経費はありますか？

補助対象とならない経費は、次のとおりです。

**旅費、広告宣伝費、**人件費(会場人件費除く)、家賃等の固定経費、損失補填、借入れに伴う支払い利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のために税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、自社内部やフランチャイズ本部等との取引によるもの、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

## Q 3 補助対象経費の具体例を教えてください。

基本的にはQ1に記載する具体例に関する経費となります。

申請の目的となる課題等を改善するための補助事業として、どのような計画で実施するかを補助事業計画書(様式第1号別紙1)として作成・提出してください。具体的な事業計画が無いものは補助対象と認めません。

詳しくはお問い合わせください。

## Q 4 他の補助金を受けていても重複して申請できますか？

国、県等による同様の補助金を受ける(受けた)事業についても申請可能としますが、国等の補助金がある場合、この補助金との合計額が事業費の総額を超えて受け取ることはできません。

## Q 5 補助金の受け取りまでの手続きの流れは？

補助金交付申請から補助金支払いまでの流れ

